

## 京私教協 2024 年度第 3 回勉強会 資料

### 1. 「編入学」及び「転入学」の定義

(大学における教育内容等の改革状況調査<文部科学省高等教育局大学振興課大学改革推進室学務係>より)

- ◆「編入学」とは、短大・高専等を卒業し大学の途中年次に入学すること（学校教育法第 108 条第 9 項、第 122 条、第 132 条）。

第 108 条 大学は、第 83 条第 1 項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

②前項に規定する目的をその目的とする大学は、第 87 条第 1 項の規定にかかわらず、その修業年限を 2 年又は 3 年とする。

③前項の大学は、短期大学と称する。

〈中略〉

⑨第 2 項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第 83 条の大学に編入学することができる。

第 122 条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第 132 条 専修学校の専門課程（修業年限が 2 年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第 90 条第 1 項に規定する者に限る。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

- ◆「転入学」とは、学生が大学から他の大学へ異動すること全般を表し、大学を卒業した者が他の大学の途中年次に入学するものも含む（法令上の規定はない）。

大学の途中年次（例えば 3 年次）に編入・転入し、卒業するためには、2 年間の修業年限の算入とともに、入学前の既修得単位を認定しなければ、残り 2 年間での卒業はできないことになります。そのため、編転入の場合、卒業するためには大学設置基準に基づく単位認定が必ず必要となります。

しかし、免許状取得については、必ずしも認定しなくとも編転入前の既修得単位を一種免許状取得に使用することができます。これが卒業のための単位認定とは異なる教職課程での扱いの理解を難しくさせている要因でもあります。

例えば、同一学校種での二種→一種（「→」の意味：二種免の単位を修得している者（一部または全部修得かどうかは問わない）が一種免を取得しようとしていることを示す意味で使っています。）という場合は必ずしも認定の必要はありません。ここが理解を難しくしているところです。認定しなくとも免許状取得に使用できるということはどういうことなのか、ここの説明を

法令解説より前に、学力に関する証明書をもとにイメージをもっただけであればと思います。

また、認定する場合は、卒業のために大学設置基準に基づく認定とは別個に教育職員免許法施行規則に基づく認定をしなければなりません。ただし、大学設置基準に基づく認定において認定した授業科目が教職課程の科目の属性を有する場合は、教育職員免許法施行規則に基づく認定においても当然のことながら認定されてしまうということになります。出身校が短大である場合は、二種免許状の法定最低単位数を超えて認定できないため、免許状取得希望者の単位認定にあたっては、卒業の事のみならず、免許状取得も見越した単位認定を考慮する必要があります。

『教職課程事務入門 3』の事例においては中二種→中一種をもとにしてはいますが、今年の4月1日時点の二種免許状の認定課程数を調べたところ、圧倒的に幼二種免の認定課程数が多かったため、短期大学からの編入の事例では幼二種免をベースに説明をしていきます。

#### 📁 2024/4/1 時点の二種免許状の認定課程数

校種・教科		認定課程数	校種・教科		認定課程数
幼稚園		216	中学校	家庭	11
小学校		21		英語	12
中学校	国語	8		宗教	0
	社会	4		中国語	0
	数学	0		フランス語	0
	理科	0		ドイツ語	0
	音楽	8		その他言語	0
	美術	6		特別支援学校	6
	保健体育	3		養護教諭	10
	技術	0		栄養教諭	52

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/daigaku/index.htm) のデータをもとに作成

#### ◆ 代用（使用）・認定のイメージ（幼二種免と幼一種免を事例に）

- ・ [幼二種免の学力に関する証明書](#)
- ・ [幼一種免の学力に関する証明書（認定を行わない場合）](#) <139 頁の事例 6～8>
- ・ [幼一種免の学力に関する証明書（認定を行った場合）](#) <139 頁の事例 6～8>

#### ◆ 流用のイメージ

事例のように中一種免での修得単位を小一種免の認定課程において科目間の相当性がなく単位認定できない場合に適用する。ただし、流用元（事例の場合であれば中一種免）の免許状の所要資格を満たしていることが条件となる。

代用（使用）は同一学校種間でのみ可能なため、幼二種免→小一種免という場合は、認定しな

いといけません（流用規定を適用する場合があります）。

■小学校教諭の場合

第一欄		領域及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免許状	二種免許状
最低 修得 単 位 数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	16
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	6
			総合的な学習の時間の指導法		
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	
		教職実践演習	2	2	
第六欄	大学が独自に設定する科目		2	2	
合計単位数				59	37

## 2. 既修得単位の認定に関する大学設置基準の関連条文（136～138頁）

（他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等）

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下この項において同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修得単位等の認定）

第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第31条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

23 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

24 前23項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第27条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第28条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

免許法施行規則第66条の6に定める科目は大学設置基準第30条による認定になります。免許法施行規則による認定という手続きがありません。

ただし、教科に関する専門的事項を兼ねる科目の場合は、免許法施行規則10条の3による認定も必要です。

## 3. 出身学科等に認定課程があったかどうかの確認（138～141頁）

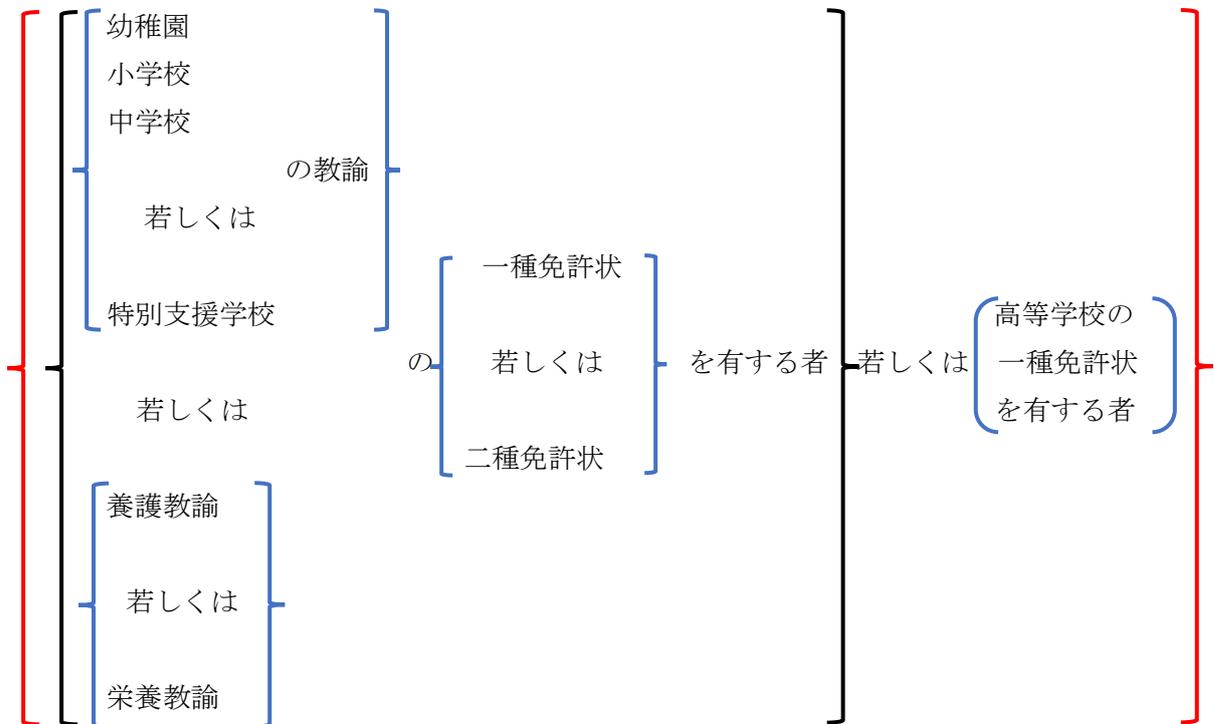
（139・140頁）

・ [入学前の既修得単位の取扱い一覧の表](#)

（139・140頁最終行）

※「編入学」とは、短大・高専等を卒業し大学の途中年次に入学すること（学校教育法第108条第79項、第122条、第132条）

4. 出身学科等に認定課程ありの場合（142～147頁）  
 （143頁）免許法施行規則第10条の2第1項の条文の構造



又は

これらの免許状に係る所要資格を得ている者

が

{
免許法別表第1
}
 又は
 {
別表第2
}
 の2

の規定により、それぞれの 専修免許状 又は 一種免許状 の授与を受けようとするときは、これらの別表の 専修免許状 又は 一種免許状 のうち

{
その者が有し
}
{
一種免許状
}
  
{
又は
}
{
又は
}
  
{
所要資格を得ている
}
{
二種免許状
}

に係る第3欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

(144頁)

## ▼免許法施行規則第10条の3(旧第10条の7)

~~第10条の3~~

3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学(認定課程を有する大学(授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。))に限る。)において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項(大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。)、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準第14条第1項、第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状(高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状)に係る各科目の単位数を上限とする。

本書掲載の第1項は第3項に繰り下げとなりました。

(145頁)

ハンドブック解釈事例(269頁)の事例について

- ・ [証明書例：高一種\(国語\)](#) 授与要件を満たした状況
- ・ [証明書例：高一種\(英語\)](#) 国語取得時の単位を使用する場合
- ・ [証明書例：高一種\(英語\)](#) 国語取得時の単位を10条の3により認定する場合

一種免の認定課程で修得した単位の10条の3による認定上限

## ☆2009/2/10 全私教協教員免許事務勉強会質問表

Q 免許法施行規則第10条の7を適用して認定できる上限単位について、短大からの編入の場合は、条文に規定されているとおり二種免の法定最低単位が上限になりますが、一種免の認定課程を有している大学からの編入の場合の上限は、条文に規定がありません。この場合の認定の上限についてご教示下さい。

A 大学設置基準上認められる範囲内であれば上限はございません。

※10条の7は現在の10条の3

## ☆09/5/24 全私教協研究大会分科会質問表 No.13

Q 編入の際、前の大学で取得した教職課程の単位を「10条の7」を使って認定する場合。

教職に関する科目が卒業単位に入らない科目として設定されている時は、編入時に

認定する単位（たとえば、3年時編入だと62単位を認定）を超えて認定しても差し支えないのか？卒業単位に入らなければ大丈夫だと思うのですが、いかがでしょうか？

A 編入前に在籍した大学が短期大学でない場合、該当科目が卒業単位に入る科目か否かを問わず、教育職員免許法施行規則第10条の7に基づく認定に関しての上限はありません。

※10条の7は現在の10条の3

## 5. 免許法施行規則第10条の2

### (1) 条文の概要

①第1項…5頁の図で説明します。

第10条の2 幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭若しくは栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状を有する者若しくは高等学校教諭の一種免許状を有する者又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている者が、免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の専修免許状又は一種免許状に係る第三欄に定める単位数のうちその者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は二種免許状に係る第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

#### ■適用対象

一種免、二種免を取得済の者または一種免、二種免の所要資格を得た者（基礎資格＋66条の6の科目以外の単位すべて修得済の状態の者）〈どの別表で取得または所要資格を得たかは問わない〉で別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により、それぞれの専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする者。

#### ■効果

専修免を取得する場合の一種免に係る別表第1、別表第2又は別表第2の2の第三欄に定める単位数、一種免を取得する場合の二種免に係る別表第1、別表第2又は別表第2の2の第三欄に定める単位数は、既に修得したものとみなす。

	中学校教諭免許状	高校学校教諭免許状
一種免許状	別表4で取得	
専修免許状	別表1で申請しようとする	
～2010/3/30	不可	
2010/3/31～	可	不可
2017/11/17～		可

別表4とは中一種免を取得した場合、もう1つ別の教科の免許状を取得する場合、取得

しようとする教科の指導法 8 単位と教科に関する専門的事項 20 単位（各事項において一般的包括的内容を含む）の 28 単位の修得でもって他教科の免許状を取得できる規定です。高一種免許を取得した場合は、もう 1 つ別の教科の免許状を取得する場合、取得しようとする教科の指導法 4 単位と教科に関する専門的事項 20 単位（各事項において一般的包括的内容を含む）の 24 単位の修得でもって他教科の免許状を取得できます。

別表 4 で免許状を取得した場合に取得した一種免許を別表 1 により専修免許状を取得しようとする場合と一種免許の 59 単位が必要でした。つまり、別表 4 で免許状を取得した場合に別表 1 の 59 単位を修得したとみなす規定がなかったため、別表 4 で一種免許・別表 1 で専修免許を取得するにあたってもう一度一種免許の単位を取り直す場合がありました。

しかし、免許法施行規則の改正により、段階的にそれが是正されたというのが 147 頁下から 2 行目以降の話です。

つまり、今では別表 4 で一種免許を取得したことにより、専修免許を取得する場合は、どの別表で一種免許を取得したかにかかわらず、一種免許にかかる単位は修得したものとみなす（代用）ということで、専修免許の 24 単位を修得することで専修免許状を取得できるということになりました。

## （2）旧法下での修得単位の取扱い

「旧法下にて二種免許状を取得または所要資格を得ていれば、新法で所要資格を得たこととなります。」の根拠は次の条文になります。

### ■平成 10 年改正法から新法下での所要資格のみなし

平成 28 年改正法附則第 6 条

第 6 条 **第三号施行日前に大学**又は旧免許法別表第 1 備考第三号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関、旧免許法第 5 条第 1 項の規定により文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関若しくは旧免許法別表第 2 の 2 備考第二号の規定により文部科学大臣が指定した教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新免許法別表第 1、別表第 2 又は別表第 2 の 2 に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

第三号施行日＝平成 31 年 4 月 1 日

### ■昭和 63 年改正法から平成 10 年改正法下での所要資格のみなし

平成 10 年改正法附則第 6 項

6 **平成 12 年 4 月 1 日前に大学**又は旧法別表第 1 備考第三号の規定により文部大臣が指定した教員養成機関若しくは旧法第 5 条第 1 項の規定により文部大臣が指定した養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第 1 又は別表第 2 に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものは、新法別表第 1 又は別表

<b>第2に規定する当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。</b>
--

## ■昭和29年改正法から昭和63年改正法下での所要資格のみなし

昭和63年改正法附則第4項

<p><b>4 昭和65年4月1日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに旧法別表第1又は別表第2に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得たものに対する新法別表第1又は別表第2の規定の適用については、当該所要資格を得た者は、それぞれ当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。</b></p>
---

昭和65年＝平成2年

昭和64年は1月7日まで

## ■小学校教諭の場合

第一欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄 教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	30	16
		各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	第三欄 教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
	第四欄 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談	道徳の理論及び指導法	10	6
		総合的な学習の時間の指導法		
特別活動の指導法				
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活				

	等に関する科目	用を含む。)		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5
		教職実践演習	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		2	2
		合計単位数	59	37

## ②第2項

2 前項の規定の適用を受ける場合（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）の各教科の指導法に関する科目（幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては保育内容の指導法に関する科目。第20条第1項、第22条第4項及び第66条の8において同じ。）、教諭の教育の基礎的理解に関する科目等若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（第22条第四項において「教育の基礎的理解に関する科目等」という。）、特別支援教育に関する科目、養護に関する科目又は栄養に係る教育に関する科目の単位の修得方法は、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する授与を受けようとする専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得するものとする。

## ■適用対象

二種免を取得済の者または二種免の所要資格を得た者。

## ■効果

一種免と二種免にかかる差分の単位を修得する。

## ③第3項

3 免許法別表第1、別表第2又は別表第2の2の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の教諭、養護教諭又は栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状の授与を受けようとする者又は高等学校教諭の専修免許状の授与を受けようとする者は、それぞれの一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）の授与を受けるために修得した科目の単

位をこれらの別表の専修免許状又は一種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては専修免許状）に係る第三欄に掲げる単位数に含めることができる。ただし、第2条から前条までに規定する一種免許状又は二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては一種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。

■適用対象

一種、二種免許状取得に至っていない者または一種、二種免の所要資格を得ていない者。

■効果

専修免取得にあつては一種免の法定最低修得単位数を上限、一種免取得にあつては二種免の法定最低修得単位数を上限に含めることができる。

(150頁)

■中学校教諭の場合

第一欄		教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	一種免許状	二種免許状
最低修得単位数	第二欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	12
			各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)		
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)			
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の	道徳の理論及び指導法	10	6	
		総合的な学習の時間の指導法			

	指導演法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動の指導演法		
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
第五欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5
		教職実践演習	2	2
第六欄	大学が独自に設定する科目		4	4
		合計単位数	59	35

## 6. 免許法施行規則第10条の3

### ▼免許法施行規則第10条の3 ~~第1項~~第3項

#### ~~第10条の3~~

3 認定課程を有する大学に入学した者は、当該大学の認めるところにより、当該大学に入学する前に大学（認定課程を有する大学（授与を受けようとする普通免許状に係る学校に相当する学校の教員を養成する外国の大学を含む。）に限る。）において修得した科目の単位のうち、大学設置基準第30条第1項（大学院設置基準第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第26条第1項、短期大学設置基準第16条第1項、専門職短期大学設置基準第23条第1項又は専門職大学院設置基準第14条第1項、第22条第1項若しくは第28条第1項の規定により当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなされるものについては、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含めることができる。この場合において、当該大学に入学する前の大学が短期大学である場合にあつては、第2条から第5条まで、第7条、第9条及び第10条に規定する二種免許状（高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、中学校教諭の二種免許状）に係る各科目の単位数を上限とする。